

I 奨学事業 1

(公財) 日本教育公務員弘済会山口支部

令和7年度 大学・専門学校等貸与奨学生 募集要項(無利子)

向学心に富みながら経済的理由により修学困難な学生に奨学金を貸与する。

趣 旨	修学意欲がありながら、経済的に困窮する学生に奨学金を貸与することにより有為の人材の育成に資する。								
資 格 採用予定人数 30名	(1) 学校教育法の規定に基づく国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校(但し、第4学年以上の在学学生に限る)、専修学校専門課程およびそれらに準ずる学校に在学(新たに入学した者、既に在学している者を含む)し、学資金の支払が困難と認められる者とする。 (2) 正社員等、安定収入が見込まれる者は該当しない。ただし、アルバイトやパートは除く。 (3) 連帯保証人が山口県在住または在勤していること。 (4) 令和7年4月1日時点で30歳未満であること。								
貸 与 額 貸与時期 令和7年 8月上旬予定	最短修業期間とする。 修業期間1年につき25万円以内とし、最高100万円とする。 <table border="1"><tr><td>大 学</td><td>25万円×4年間=100万円</td></tr><tr><td>短 大</td><td rowspan="3">25万円×2年間=50万円 (最短修業期間により年数は異なります)</td></tr><tr><td>大 学 院</td></tr><tr><td>高 等 専 門 学 校</td></tr><tr><td>専 修 学 校 専 門 課 程</td><td></td></tr></table> ※途中学年からの貸与は残存修業期間(留年した年次は含みません) 例:申請時大学2年生の場合(2~4年生までの3年間)貸与可能額75万円	大 学	25万円×4年間=100万円	短 大	25万円×2年間=50万円 (最短修業期間により年数は異なります)	大 学 院	高 等 専 門 学 校	専 修 学 校 専 門 課 程	
大 学	25万円×4年間=100万円								
短 大	25万円×2年間=50万円 (最短修業期間により年数は異なります)								
大 学 院									
高 等 専 門 学 校									
専 修 学 校 専 門 課 程									
申 請 期 間	令和7年4月1日(火)~6月18日(水)【必着厳守】								
申 請 書 類	(1) 山口支部のHPから募集要項等のダウンロードができます。 (2) 以下の書類(①~④)を申請期間内に山口支部に提出してください。 (記入・押印等の漏れがないよう、確認及び <u>早めの提出</u> をお願いします) なお、書類に不備があった場合、原則として返却・再提出となります。 ① 「奨学生申請書」(様式1) 別紙「奨学生申請書記入例」をよく読み、 申請書の下段に記載してある(注)1~3を確認の上 、自書してください。 ◆連帯保証人は、「印鑑登録証明書」を発行可能な者とする。 (「印鑑登録証明書」の提出は申請時ではなく採用内定後に提出していただきます。) ◆「奨学生住所」は、申請時に実際に居住している住所を記入すること。 ◆連絡をとるため、奨学生の「携帯電話番号」「E-mailのアドレス」を正確に記入すること。 ※携帯電話を所持していない場合は、連絡のつく電話番号を記入 ◆奨学金の振込口座は、 奨学生本人名義の口座 に限ります。 ※奨学生及び連帯保証人がそれぞれ自署する箇所がありますので、双方別居の場合は早目の準備をお勧めします。 ② 「貸与奨学生付属調査票」(様式4) 様式4の裏面の「調査票の記入に当たって」及び別紙「貸与奨学生付属調査票記入例」をよく読み、奨学生本人が記入してください。(やむをえない場合は父母等でも可) ③ 連帯保証人(父母等)の所得を証明できるもの 令和7年6月頃から市役所等にて発行される「 令和7年度(令和6年分)所得(課税(非課税))証明書 」(コピー可)を提出 ※源泉徴収票は不可です。 ※連帯保証人ではない兄弟姉妹・祖父母や奨学生本人は除きます。 ④ 「在学証明書」【原本】 令和7年4月以降に発行されたもの。								

意思確認
【重要】

申請書の受付後、6月中に当支部から申請者(奨学生)本人へ「電話」で申請の意思確認を行うことになっています。申請の意思確認ができない場合、正式な申請受理とはならない旨を予めご了承ください。

予め、【0834-21-8083(山口支部の電話番号)】を携帯電話に登録しておいてください。

◆意思確認の主な内容

- ① 貸与奨学金申請が申請者(奨学生)本人の意思であることの確認
- ② 申請貸与金額の確認と返還方法についての確認
- ③ 返還を延滞した場合の延滞金について

これは、貸与奨学金についての申請者(奨学生)本人の意思確認を目的として行うものです。

当支部からの電話に申請者(奨学生)本人が応答できなかった場合は、折返しのお電話をお願いします。

山口支部 電話番号 0834-21-8083
受付時間 9時～16時45分(平日のみ)

提出先
(お問合せ先)

〒745-0041 周南市戎町 2-3

(公財)日本教育公務員弘済会 山口支部 ☎0834-21-8083

※発着記録の残る方法(特定記録郵便・書留郵便・レターパック等)で送ってください。

上記の方法以外で送付された場合、未着・遅延等に伴う不利益に当支部は責任を負いません。

返還方法等

- ① 貸与額:100万円…大学卒業の年から10年以内の年賦返還(無利子)
- ② 貸与額:75～25万円…卒業の年から8年以内の年賦返還(無利子)

①・②ともに第1回目の返還月は卒業年の12月とし、以降毎年12月が返還月です。

延滞金について

奨学金の年賦返還を延滞したとき、当会の奨学金貸与規程により未返還分に対して半年ごとに1.5%の延滞金が生じます。

例:貸与奨学金100万円:返還年数10年間(10万円×10回)

仮に奨学生が大学等を卒業した年の12月末に返還すべき10万円が次年度の6月末までに返還されない場合、その10万円に対する延滞金1,500円が加算されます。

選考スケジュール

申請者多数のため予算額を超えた場合、ご希望に沿えないことがあります。予めご了承ください。

- (1) 選考:選考委員会(令和7年6月28日開催予定)にて選考・採用内定
- (2) 当会本部における最終選考を経て採用決定(令和7年8月上旬予定)
- (3) 「採用内定通知書」(7月上旬以降)、「採用決定兼送金通知書」(8月上旬以降)を連帯保証人宛に送付します。

※奨学生宛への発送を希望する場合は、申請書の送付時にご連絡ください。

※採否にかかる問い合わせにはお答えできません。

【留意事項】

- (1) 奨学生は採用内定後に「奨学金借用証書」、「貸与奨学金誓約書」、「印鑑登録証明書【原本】(連帯保証人のみ)(内定日より起算して3ヶ月以内に発行のもの)」を提出してください。(7月上旬以降、採用内定通知書に借用証書等と要項を同封して送付します。)
- (2) 過去に当会貸与奨学金を受けたことのある者は、その旨を山口支部へ連絡してください。奨学生1名につき最高100万円までの貸与となるため、貸与可能額及び資格の確認をします。なお、当会より高校3学年相当時に給付した奨学金はこれに含まれません。
- (3) 貸与資格対象の最短修業期間の年数には、留年した学年は含みません。
- (4) 申請書類①・②は自筆の上、原本を提出してください。(コピーは不可)
- (5) 奨学生は、卒業時(返還開始年)に成果報告書を提出してください。当会本部から卒業年の2月頃に返還に関する通知文書と成果報告書の様式を送付します。
- (6) 申請書等がダウンロードできない場合は、山口支部まで連絡してください。郵送します。
- (7) この貸与奨学金は、他団体の貸与奨学金との併用および当会が募集する大学給付奨学生(予約型)への申請も可能です。
- (8) 個人情報の取扱いについては、当支部HPをご覧ください。
<https://www.nikkyoko.or.jp/company/yamaguchi/index.html>

【(公財)日教弘山口支部HP】

日教弘山口支部

検索